② 業態調書
③ 営業所一覧表
④ 工事経歴書（経営規模等評価申請書等に添付した工事経歴書の写しで可）
⑤ 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３の２又はその３の３）の写し
⑥ 建設共同企業体協定書の写し（申請者が経常建設共同企業体の場合）
⑦ 共同企業体等調書（申請者が経常建設共同企業体又は官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合）
⑧ 委任状（行政書士等による代理申請をする場合）
⑨ 受付票
⑩ 封筒（申請者名及びその所在地を明記し、返信用切手を貼付したもの）

イ １の⑵に係るもの
① 業態調書
② 営業所一覧表
③ 測量等実績調書
④ 技術者経歴書
⑤ 登記事項証明書（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）の写し
⑥ 登録証明書等の写し
⑦ 財務諸表類（１年分）
⑧ 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式その３の２又はその３の３）の写し
⑨ 委任状（行政書士等による代理申請をする場合）
⑩ 受付票
⑪ 封筒（申請者名及びその所在地を明記し、返信用切手を貼付したもの）

建設コンサルタント、地質調査又は補償コンサルタントについては、現況報告書の写しを提出すれば②、④、⑤及び⑦の書類の添付を省略することができる。

⑶ 申請書類の提出場所　〒100―8924 東京都千代田区永田町１―10―１　国立国会図書館総務部会計課調達係　電話03―5532―1080
⑷ 申請書等の作成に用いる言語
ア 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し又は添付すること。
イ 添付書類の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

4 競争に参加することができない者
⑴ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当する者
⑵ 予決令第71条第１項に該当すると認められる者
⑶ 建設工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23の規定による経営事項審査（申請する日の直前に受けたものであって、かつ、審査基準日が、定期申請の場合は受付期間の終了日の１年７月前の日以降のもの、随時申請については申請する日の１年７月前の日以降のもの）を受けていない者
⑷ 測量・建設コンサルタント等に関し、法律上必要とする資格を有していない者
⑸ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑹ 申請書及び添付書類等の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

5 競争参加者の資格及びその審査
衆議院議長の所掌に係る契約事務取扱規程（平成14年６月27日議長決定）により行う。

6 資格審査結果の通知
資格審査の結果は書面により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間
令和２年４月１日から令和４年３月31日までとする。なお、上記２のなお書により随時申請した場合は、資格を付与されたときから令和４年３月31日までとする。

8 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
３⑶に同じ

競争参加者の資格に関する公示

沖縄総合事務局開発建設部が発注する「那覇港（泊ふ頭地区）臨港道路（港湾１号線）(改良）橋梁支承取替工事」は単体有資格業者等及び特定建設工事共同企業体による一般競争（政府調達）により行うこととしたので当該共同企業体の資格審査申請の受付の期間及び方法等を次のとおり公示します。

令和元年 11 月 29 日
沖縄総合事務局開発建設部長　中島　　靖

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1 工事名　那覇港（泊ふ頭地区）臨港道路（港湾１号線）(改良）橋梁支承取替工事
2 工事場所　沖縄県那覇市前島３丁目地先及び泊３丁目地先
那覇港臨港道路（泊大橋）Ｐ16・Ｐ17・Ｐ18・Ｐ19橋脚及び近傍
3 工事内容　上部工補強細部設計、構造物撤去工、橋梁支承工、現場塗装工、構造物復旧工
4 工事区分　港湾等鋼構造物工事
5 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴ 受付期間　令和元年12月２日から令和元年12月23日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで
⑵ 受付場所　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　電話098―866―0031（内線2541）
6 共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴ 構成員の数　２社又は３社とする。
⑵ 構成員の組合せ　当局による一般競争参加資格のうち「港湾等鋼構造物工事」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。
⑶ 構成員の資格要件　全ての構成員が、本工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。
⑷ 出資比率
① 構成員の数が２社の場合　全ての構成員が、30％以上の出資比率でなければならない。
② 構成員の数が３社の場合　全ての構成員が、20％以上の出資比率でなければならない。
⑸ 代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。
⑹ 有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
１）発注工事の契約の相手方となった者　競争参加資格が有ると認定した時から工事の請負代金の完成払をした時まで。
２）発注工事の契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が有ると認定した時から契約の相手方が確定した時まで。
7 資格審査申請書類
⑴ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
⑵ 共同企業体等調書
⑶ 経審結果通知書の写し
※平成31・32年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。
⑷ 共同企業体協定書の写し
8 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。
9 その他
⑴ 共同企業体の名称は、「○○○・△△△・×××（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。
⑵ 共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　中島　　靖　が公告する入札参加資格の確認を受けること。
⑶ 申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。
５⑵に同じ

競争参加者の資格に関する公示

沖縄総合事務局開発建設部が発注する「那覇港（泊ふ頭地区）臨港道路（港湾１号線）(改良）橋梁補強工事」は単体有資格業者等及び特定建設工事共同企業体による一般競争（政府調達）により行うこととしたので当該共同企業体の資格審査申請の受付の期間及び方法等を次のとおり公示します。

令和元年 11 月 29 日
沖縄総合事務局開発建設部長　中島　　靖
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1 工事名　那覇港（泊ふ頭地区）臨港道路（港湾１号線）(改良）橋梁補強工事
2 工事場所　沖縄県那覇市前島３丁目地先及び泊３丁目地先
那覇港臨港道路（泊大橋）Ｐ17・Ｐ18橋脚及び近傍
3 工事内容　共通工、Ｐ17構造物撤去工、Ｐ17仮設工、Ｐ17橋脚補強工、Ｐ17構造物復旧工、Ｐ18構造物撤去工、Ｐ18仮設工
4 工事区分　港湾土木工事
5 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴ 受付期間　令和元年12月２日から令和元年12月23日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時15分まで